# 特別史跡名古屋城跡バリアフリ一検討会議（第5回） 

日時：令和 5 年 6 月 5 日（月） $14: 00 \sim 15: 30$
場所：名古屋能楽堂
$\qquad$
会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 意見聴取
テーマ
（1）復元する木造天守のバリアフリーについて
（資料1）

4 閉会

建築•地盤工学関係学識者

| 氏名 | 専門分野 | 所属等 | 出欠 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 小野 徹郎 | 建築構造学 | 名古屋工業大学名誉教授 | 出席 |
| 川地 正数 | 建築生産 | 川地建築設計室主宰 | 出席 |
| 小浜 芳朗 | 建築構造学 | 名古屋市立大学名誉教授 | 出席 |
| 小松 義典 | 環境工学 | 名古屋工業大学大学院准教授 | 出席 |
| 西形 達明 | 地盤工学 | 関西大学名誉教授 | 欠席 |
| 〇堀越 哲美 | 環境工学 | 愛知産業大学非常勤講師 | 出席 |

## 建築史関係学識者

| 氏名 | 専門分野 | 所属等 | 出欠 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 野々垣 篤 | 建築歴史，意匠 | 愛知工業大学准教授 | 出席 |
| 麓 和善 | 建築史，文化財保存修理 | 名古屋工業大学名誉教授 | 欠席 |
| 三浦 正幸 | 日本建築史，文化財学 | 広島大学名誉教授 | 出席 |

## 福祉関係学識者

（敬称略）

| 氏名 |  | 専門分野 | 所属等 | 出欠 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 磯部 | 友彦 | 交通計画，福祉のまちづくり | 中部大学教授 | 出席 |
| 髙橋 | 儀平 | 福祉のまちづくり | 東洋大学名誉教授 | 出席 |
| 矢野 | 和雄 | 法律，人権 | 矢野法律事務所弁護士 | 欠席 |
| 渡辺 | 崇史 | 福祉工学 | 日本福祉大学教授 | 出席 |

## 工学関係学識者

（敬称略）

| 氏名 | 専門分野 | 所属等 | 出欠 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 中嶋 秀朗 | システム工学 | 和歌山大学教授 | 出席 |
| 山田 陽滋 | 機械安全，ロボティクス | 豊田工業高等専門学校校長 | 出席 |




名古屋城木造天守復元とバリアフリー

## 目次

1．木造天守復元

2．バリアフリー対応

3．市民アンケートの結果概要

## 1．木造天守復元名古屋城の価値と意義

○慶長15年（1610）築城開始
○慶長18年（1613）以降，清須越が行われ，城下町が誕生
○名古屋の都市形成と文化•芸能•産業のルーツ ○焼失前の天守は，城郭として
国宝（当時）第一号に指定
（参考：国宝（当時）第二号は姫路城）

## 1．木造天守復元特別史跡名古屋城跡保存活用計画

O平成30年度に策定
保存 活用
○名古屋城を後世につなぐための保存，
魅力向上を図る活用（公開），
整備
保存と活用のための整備を進める

## 1．木造天守復元

## 名古屋城「本丸」の整備

O本丸整備基本構想
近世期最高水準の技術により築城された
名古屋城の象徴である本丸の姿を現代に再現
－明治初期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する
現存する石垣，建造物等の適切な保存管理と現存しな いものの段階的な復元等により，本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする

## 1．木造天守復元

> 名古屋城「天守」の整備

O木造天守復元の意義
世界最大級の高層木造建筆物を外観に加えて，
内部空間の構造•意匠の細部に至るまで史実に忠実に復元

天守を外からの眺めと共に，天守内部に入り，体感して，我が国の優れた文化と歴史，技術を知っていただく

> 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解の促進

## 1．木造天守復元史実に忠実な復元とバリアフリー

## 史実に忠実な復元が重要である一方で，障害のある人もない人も共に木造天守を体感していただくためのバリアフリーも

重要
## 1．木造天守復元復元の方針

－調査研究に基づく史実に忠実な復元
（昭和実測図，ガラス乾板写真，金城温古録）

昭和実測図


## 1．木造天守復元復元の考え方

## ①柱•梁を傷めない

木造建築物の主要な構造部である柱や梁を切り欠いたり取り除いたりしない。
（2）可逆性取り外すことにより，往時の状態に戻すことができる

## 2．バリアフリー対応

バリアフリーに関する法律

```
高龄者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
第6条（施設設置管理者等の責務）
施設設置管理者その他の高齢者，障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し，又は管理する者は，移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。
```

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
第3条（国及び地方公共団体の責務）
国及び地方公共団体は，この法律の趣旨にのつとり，障害を理由とする差別の解消の推進に関 して必要な施策を策定し，及びこれを実施しなければならない。
第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）行政機関等及び事業者は，社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため，自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他 の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 2．バリアフリー対応 <br> 一般的なエレベーターについて



梁を取り除く必要があり，設置できない


車いす利用者，高齢者，けが人等の方々の円滑な移動のための対応が必要


木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

## 2．バリアフリー対応

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針
基本方針（抜䊀）

- 新技術の開発には，国内外から幅広く提案を募る。
- また，協議会を新たに設置し，障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞く ことにより，誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
－再建後は元来の姿を見ることができるようになり，介助要員，補助具を配置することなどにより，今より，快適に観覧できるようにする。
－例えば，昇降装置を有する特殊車両を応用し，外部から直接出入りする ことや，ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。


## 2．バリアフリー対応

## 昇降技術公募とその結果

○昇降技術の公募の概要
募集する技術
史実に基づく復元にあたり，柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集
公募への高齢者，障害者等の参画
高齢者，障害者等からの意見を踏まえ，昇降技術を選定
－公募の結果

| 最優秀者 | 株式会社MH I エアロスペースプロダクション |
| :---: | :--- |
| 提案技術 | フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への <br> 導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備 |

## 2．バリアフリー対応

## 最優秀者の技術

○最優秀者の実績
－船舶内で実績のある昇降設備

－航空機搭乗機材


## 2．バリアフリー対応 <br> 最優秀者の技術

○最優秀者の提案技術の概要

- 定員4名または車いす利用者 1 名と介助者 1 名が搭乗可能
- 木造の柱•梁を取り除かずに設置できるよう小型化
- 取り外すことで，史実に忠実な状態に戻すことが可能


搭乗イメージ


小型化のイメージ

## 2．バリアフリー対応昇降技術設置位置（例） （地階）

|  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

## 2．バリアフリー対応 <br> 昇降技術設置位置（例）（1階）



## 2．バリアフリー対応 <br> 昇降技術設置のイメージ

## 2．バリアフリー対応 <br> 昇降技術設置のイメージ

（昇降技術 あり

## 2．バリアフリー対応 <br> 昇降技術設置のイメージ



## 3．市民アンケートの結果概要

（1）調査対象
18歳以上の名古屋市に居住する5，000人（外国人含む）
（2）抽出方法
住民基本台帳から層化無作為抽出（各区の人口に応じて比例配分して抽出
（3）調査時期
令和 5 年4月19日（水）～5月8日（月）
（4）配布•回収数

| 区分 | 標本配布敳 | 標本回叹数 | 標本回叹集 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 5,000 人 | 1,448 人 | $29.0 \%$ |

## 3．市民アンケートの結果概要



公募の最優秀者の昇降技術の設置についての問いに対する回答（単純集計）


|  | 件数 | $\%$ |
| :--- | ---: | ---: |
| 設置しない | 339 | 23.4 |
| 1階まで | 244 | 16.9 |
| 最上䧊まで | 684 | 47.2 |
| わからない | 120 | 8.3 |
| その他 | 33 | 2.3 |
| 不明 | 28 | 1.9 |
| 合計 | 1,448 | 100.0 |

## 3．市民アンケートの結果概要



